

SSKU

お元気ですか?

イリアンソス
です。

2008



※イリアンソス＝ギリシャ語で「ひまわり」

理事長の散歩道

座談会

「家族はこう思う…障害者自立支援法」

特集

「なかまの家が仲間に」

連載 この街の自立支援法②

「～移動支援のすがた～」

社会福祉法人イリアンソス

●のぞみの家

東久留米市下里 2-7-18

042-473-9027

042-473-9036 (F)

●活動センターかなえ

東久留米市南沢 2-20-51

042-451-0252

042-451-0262 (F)

●なかまの家

東久留米市中央町 2-1-47

042-472-7130

042-444-3722 (F)

●生活寮「うみ」「そら」

東久留米市下里 4-2-7

042-476-3400 (F兼)

理事長の散歩道



守りぬく一途さ

社会福祉法人イリアンソス
理事長 山田耕一郎

白樺の木々の葉の上に、松の葉が細かく揺れて見える。それは、台風十三号が海上にそれた影響の名残の風にあおられていたようだ。

ここ軽井沢の涼林は、養護学校（現、特別支援学校）の子どもたちと林間学校に訪れた二十年前とほとんど変わっていない。軽井沢駅前には、夏に冬に若者の姿で彩られているが、一歩そこから遠ざかると避暑地としてのたたずまいは変わっていない。知人の別荘の床に寝ころんで網戸から視界に入る林の風情にみとれていると、世の中の変革騒ぎがうそのようにも思える。

平成もこの二十年間、経済をはじめ教育、福祉、医療の各方面で変革の時といわれているが、祖父や両親たちが経験した、国難、戦争、戦後の生活の立て直しといった重苦しさに対面している自分に気づく。

昭和三十二年にアイ・メイトとして誕

生した第一号の盲導犬から五十年経った今は、千頭以上の盲導犬が活躍しているそうです。

その第一号は決して優秀な犬とはいええず、むしろ落ちこぼれだった犬が訓練士の愛情を受け、人馬一体のごとく、人犬一体になっていく姿が映し出されてきました。いつの世でもそうですが、新しい試みは周囲の理解がなかなか得られず、訓練士のこどもまでもからかわれる始末です。

しかし、一途に取り組む父の姿やチャンピーの姿に惹かれて、少年となり青年となっていく長男が、自分も父と同じ仕事をしたいと申し出て、周囲のあたたかい応援を得て、盲導犬を育てるといふ並大抵でない事業が継続され、その積み重ねとしての今日があるわけです。この場合は変革と言うより守りの一つの姿ではないかと思えます。

調教・訓練の第一歩を忠実に守って訓練がなされました。盲導犬は「良い、だめ」をしっかりとたきこまれて、ご主人の目の代わりになっていくわけです。

訓練士の手から離れ、ご主人の下で生活を共にし、十年間も忠実に任務について活躍しましたが、「よくやった。お疲れ様。」との天からの迎えが劇的に訪

れます。それは、主人を誘導する任務の中で、狂犬におそれられ傷つきながら主人を自宅に導き、力つきて、出血多量で天に召されて逝きます。

チャンピーは、主人の目となり主人を危険から守りぬきました。それは、人類古代より、数々の難敵から主を守ってきた一途さともいえるものではないでしょうか

変革（変化に早く対応する）と守り（自力の点検、耐え抜く力を持つ）を判断しなければならぬ事態に遭遇したら考えなければならぬのは次の事です。

- ・ 対応しなければならぬ変化は何か？
- ・ 変わらない大切なものは何か？

これらの事をイリアンソスの役員、職員、利用者とその家族の方たちとじっくり考えて行きたいと思えます。



座談会

「家族はこう思う・・・障害者自立支援法」

今年から、社会福祉法人イリアンソスに入ったなかまの家と親の会が運営されてこられた杉の子学園の二つの作業所が、障害者自立支援法（以下、自立支援法）にもなつて事業移行しました。それぞれの事業所の親御さんに、今の現状をどう感じているかお聞きしました。

三浦昌子さん

（杉の子学園第二福祉作業所家族）

長田菜穂美さん

（杉の子学園第二福祉作業所家族）

齋藤英子さん（なかまの家族）

廣澤佑子さん（なかまの家族）

司会・・・磯部光孝

（のぞみの施設長）

司会・それぞれの事業所が、自立支援法の事業に移行されました。利用する側、家族としてどんな感想をお持ちですか？

齋藤・4月～6月の負担はびっくりする額でした。でも、7月から緊急対策になつたことで、負担も1,500円なので助かっています。でも、このまま続くのかな、という不安があります。

廣澤・自己負担があつたりして憤りは感じるし、自立支援法は撤廃をという思いがあります。ただ、これまでもなかまの家を支えていくために様々な負担があつたので、利用負担がかかってもこれまで通りという感じですよ。

三浦・4月から6月までは、作業所に通っている息子の給料の額がまるまる利用料という感じで、働きに行っているのにこの一割負担は何なんだろうと思いま

した。でも7月から負担が減り、これは本当におかしいことなんです、なんとなく得した気分になつてしまうのです。

■応益負担の撤廃を

司会・そうですね。こんなに上限が下げられるのなら、はじめからして欲しいですね。でも、特別対策や緊急措置はわたしたちが声を挙げた成果です。その中でも、利用料の上限額の基準が世帯の収入から本人の収入に変わったことは大きいですね。でもこれは、自立支援法以前にもどつただけです。

長田・自立支援法による不安はずっとあります。「緊急措置」によつて7月から利用料を本人の所得でみてくれるようにな

■一割負担が発生して

ったのは、評価したいですが、経過措置であり、応益負担の考えは残っています。

廣澤・応益負担については、もちろん憤りもあり、虚しさも感じています。でも、10月31日の15,000人の日比谷の大フォーラムをやっても一定の制度の軽減はされたけれど、応益負担制度の撤廃までには至りません。

三浦・障害者が当たり前に暮らすためにお金を払わなければならぬことに、おかしいと思っている人はいっぱいいるかもしれないです。でも親としてはどこかで他人にお世話になっている、年金もいただいている、と違ってしまいます。こういう日本の考えを持っている人もたくさんいますよね。

齊藤・近所にも、迷惑かけちゃうし…。

長田・二十歳までは、親ですから責任持って育てます。でも二十歳になったら行政や地域が支えて欲しいとわたしは思っています。それが、障害のある人の大人としての真の「自立支援」ではないでしょうか。親もひとりの人間として

の人生がありますから。

■自立支援法のもとで



齊藤・生活寮を利用している人は、今回の緊急措置でも負担が減らないと聞きましたが。

司会・生活寮は、この法律ではケアホームまたはグループホームと名前が変わりました。このケアホームなどの生活の場のサービスを利用される方は、個別減免といわれる減免策の適用が受けられません。自立支援法の減免策の中では一番手厚いといわれており、法律が施行された時から実施されています。しかし、東京都の手当てなどを受けて、収入が多い方は、24,600円の利用料を払わなければならぬ例もあります。今回、問題になったのは、同じ収入なのに、自宅から通所に通っている方は、緊急対策で1,500円に下がり、生活寮を利用している人の上限が24,600円のままだという点です。

廣澤・他の家族ですが、生活寮が必要でも生活寮の費用が今の年金では払えない。だから、家族で何とかするということもいます。

三浦・生活寮でかかる経費が、月額9万円は高いです。でも、負担しないと生活寮は利用できない。うちの息子の利用している生活寮は家賃3万円、食費3万円です。でも、建築費が大変でしたが、発起人の膨大な資金協力により実現しました。

司会・家賃の安いところで4万円位の家賃がかかります。コストを低くするという意味でも市内にいろいろなタイプの生活寮ができないといけないと思います。

三浦・東久留米市の社会福祉協議会が運営している生活寮でも年金で何とかトントン。でも、旅行とかそういうのは厳しくなります。

司会・負担感が出ているということですね。それに利用料の割がかかってくるのが自立支援法です。

廣澤・今の生活寮では、休日等で自宅に帰った時にもヘルパーさんをお願いしない

といけない。

司会・東京都はケアホームやグループホームの報酬単価が高いのですが、365日開所するためのスタッフの配置にするには、まだ運営的には厳しい状況がありますね。

長田・そうになると、家庭での支援が難しくなった場合は、入所施設にやっばり入れざるを得ないのですか？

三浦・親なき後も考えて、生活寮を作ったのだから、高齢になったら入所施設としてというのはおかしいですよ。

司会・そうです。生活寮も課題がたくさんあります。

■本人の代弁者としての親の役割



長田・生活寮に入ったとしても、一級年金でトントン。ただ、生きてるだけで余暇活動など楽しみに使えるお金の余裕はありません。親の会では随時「自立支

援法」や他の区市町村の情報も提供して

いますが、知的障害の場合、「僕はこうしたい、わたしはこうしたい。」と本人の立場にたって代弁できるのは親だと思うのですが、問題意識となって伝わってきません。各事業所単位の父母会・家族会だけでは情報に限界があります。以前は区部と三多摩との格差といわれましたが三多摩においても地域格差が確実に広がっています。この市に住む者として、事業所を越えて連携していかなければ行政にも、的確に訴えられないと思います。

司会・本当ですね。現実をきちっと見て、変えられるところは変えていくことが大切です。

長田・「成年後見制度」について先日勉強会がありました。他の行政や社会福祉協議会はきちんと役割を果そうとしています。そういう地域は親が結束しています。

司会・東久留米にも障害のある人を守っていただく、という大きな組織が必要ですね。

長田・そう思います。一昨年、移動支援の利

用に20時間の上限が付き、多くの人たちで一律に上限を付けることに反対のアピールをしましたよね。市議会の会派まわりもして、議員の中にも「この制度はおかしい。」と感じてもらって話もよく聞いてくださった方々がいます。今やっている運動は、わが子には帰らないかもしれないませんが、日本の障害福祉を良くするためには、そういうことをやらなくてはいけないと思うのです。

司会・一部の親や一部の事業所が言っているのではないことをもっと、多くの市民に伝えていくことが大事ですね。東久留米市からも、自立支援法はおかしいという訴えをしていきたいですね。



一日記者が

なかまの家に行ってきました

「なかまの家が仲間に」

私は新しくイリアンソス法人に加わったなかまの家に行ってきました。とても明るいところだなぁというのが第一印象です。建物の形としては、のぞみとは違って平屋でした。

作業の様子は、のぞみは3つのグループに分かれて活動していますが、なかまの家はみ



インタビュー風景

んなで1日同じ仕事をしていました。行った日は木曜日で、この日は陶芸の日でした。一週間を通して、いろいろな仕事をやるって言っていました。それは陶芸、さきおり、木工、ダンボール回収などです。午後は毎日体力作りをかねて外仕事をしているそうです。毎週月曜日はみんなでプールに行くそうです。

私は社会人になってから、初めてののぞみ以外の作業所に見学に行きました。ちゃんとお仕事もしていて、尚且つみんなが明るくたのしそうにやっていると感じました。私もこうでありたいと思いました。そのためには、やっぱり、マイペースっていうのが大事なのかな、と思いました。私は期限のある仕事もある事が多いですが、そうであっても、自分の体の為にマイペースは大事だなと、改めて実感しました。マイペースすぎて、もそれはそれで良くないかも知れませんが、そうできるところはしていこうと思いました。

やっぱり見学などに行くことによって自分の刺激になるので、見学とかは必要だなと、

思いました。

インタビューをしても、優しく教えてくれたので、この日は私が緊張していたんですが、落ち着いて緊張せずに聞きたい事を聞きました。インタビューをした人は、狗飼さんといいます。狗飼さんののぞみの事を聞かれて、インタビューをしながら少し情報交換もできました。最後には、「僕ものぞみに行ってもいいですか?」と聞かれたので、「ハイ!!! ケーキもあるので、是非食べに来て下さい!!!」と言いました。

見学に行っている作業所があるなんて、改めて思いました。今回、取材に行けて良かったです。これからは「なかま」としてよろしく願います。



今回の記者(のぞみの家)
松木さん(奥)、
木下さん(手前)



なかまの家の作品

法人行事

風変りななかま展

日時…12月4日(木)～7日(日)
10時～18時(最終日は17時)
場所…スペース105(東久留米市庁舎向い)
なかまの普段の創作活動の作品を展示、販売を行います。ぜひご来場下さい。



おひさま班作品展

日時…12月10日(水)～12日(金)
10時～16時
場所…スペース105(東久留米市庁舎向い)
のぞみ(おひさま班)の作品を展示しています。ぜひご来場下さい。

クリスマスコンサート

日時…12月19日(金)
19時30分～21時
場所…なかまの家
主催…なかまの家クリスマスコンサート
実行委員会

生演奏やプレゼントなど盛りだくさんのイベントを用意しています。
みなさんの参加をお待ちしています！



連載

この街の自立支援法②

移動支援のすがた

東久留米市で障害者自立支援法(以下、自立支援法)の影響をみてみましょう。2006年4月に始まって、東久留米で問題になったのは移動支援でした。

利用時間が設けられた移動支援

障害のある人たちの地域生活にとって、なくてはならないサービスの一つとして、移動支援(支援費制度の時は、ガイドヘルパーといっていた)があります。目の不自由な人や車いすの方、知的障害があつて支援が必要な人たちが、買い物や旅行、遊びに行くなど家から出かけるときに利用します。この移動支援が使いづらくなりました。理由は、支援費制度の破たんの一因として、ガイドヘルパーの利用増があげられました。そのため自立支援法では、移動支援の量を抑えるため国の義務的経費から外し、自治体の裁量的経費にしました。わが市では、利用者の人たちの激しい抵抗にも関わらず、月額の利用時間が小学生10時間、中学生以上が20時間になり、利用理由にも制限がかかりました。

平等のはき違え

東久留米市では、この自立支援法が始まってからよく「平等にサービスを提供しなければな

らない」といい、今回の移動支援もすべての障害者(障害手帳を持っている人)が利用できるように予算をつけました。しかし、実際にはすべての障害者が移動支援を利用するわけではありません。車いすの方で、社会経験があれば人の支援を受けなくても自分で好きな所に行けます。知的障害の方でも移動支援を必要としない方はたくさんいます。移動支援を利用するのは、社会的経験がないとかはじめての場所に行くためにどうしても一人では難しい方、24時間支援が必要な方など、障害状況や家庭環境によって違います。そして、そういう方はとても月20時間では足りません。

障害福祉での平等とは、結果としての平等(サービスを得て同世代の人と同じ暮らし)です。しかも、東久留米市の決算では予想通り何千万円と移動支援の予算があまってしまったそうです。

次の世代の人も利用できる制度に

今回は「あの家が40時間貰ったならうちも同じだけください」といった量の比較を逆手に取った形で、移動支援に時間制限が作られてしまいました。この仕組みは当事者関係者で是が非でも変えていかなければなりません。そのためには、自分たちだけでなく次の世代の人たちも安心して使える仕組みをイメージしながら、みんなの力を結集して行政に働きかけていきたいものです。

のぞみの家 施設長 磯部光孝

ご寄付を

いただきました。

(10月31日まで)

法人各施設にご寄付をいただいております。誠にありがとうございます。いただいたご寄付は法人各施設の充実に、将来構想の資金として大切に使用させていただきます。

イトーヨーカドー労働組合様

崎原様

柳恵子様

藤田祐子様

宮内滝子様

野島貞夫様

ありがとうございます。

編集委員会から…

表紙を飾る作品を募集しています。
写真・絵でも大歓迎！
「ぜひ表紙を飾りたい」という方のご応募をお待ちしています！

編集後記

秋ですなあ。食欲・芸術・読書にスポーツ、その他色々、何をやるにも良い季節。はて、私は何をやるうか…
私が勤務している生活寮・そら(男性寮)のリビングにある大型テレビには、スポーツ番組が良くかかります。今年はオリンピックがあたりと話題も豊富。そんなある日、寮長が「僕も何かスポーツをやっていたら良かった」との発言。「何もやってなかった

んですか？」の質問に「一通りはやったけど、一つにしぼれなかったんだよね」。いや、それをスポーツ万能というのでは…
「散歩ってスポーツとは言わないですよね」と私の発言に利用者さんからも、スタッフからも「言わない、言わない！」と激しい突っ込み。
そうですね、スポーツなどとは言えませんが…それでも勝手に、散歩はスポーツ！私の秋は、スポーツの秋に決定です！

編集委員 安達聡

《 発行 》

特定非営利法人 障害者団体定期刊行物協会
〒157-0073 東京都世田谷区砧 6-26-21
Tel 03-3416-1698 Fax 03-3416-3129

《 企画、編集 》

社会福祉法人 イリアンソス
〒203-0043 東京都東久留米市下里 2-7-18
Tel 042-473-9027 Fax 042-473-9036

《 編集委員会 》

安達 聡、磯部光孝、金野博志、多田由美、
廣 智章、矢島正樹、吉村裕美



定価 一〇〇円